

鳥取県高校生等奨学給付金

早期申請で 一部 早期給付

県は、家計が急変した世帯を対象に、高校での授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。早めの申請で、年額の1/4を通常より1カ月早く受給できます。下記手順の詳細を読み、必要書類を揃えて各提出先の期限までにお申し込みください。

※早期給付の申請をしただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません。別途、7月に年額給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。早期給付を申請せず、年額給付のみ申請を行うことも可能です。その場合、10～12月頃に年額分がまとめて支給されます。（※早期給付と年額給付は所得の算定年度が異なります。）

対象世帯

①～③すべてに該当する世帯

① 令和7年4月の新入生で、専攻科支援金の補助要件を満たす生徒

※特別支援学校専攻科生徒および児童入所施設入所生徒を除く

② 令和7年4月1日までに収入が激減し、生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が次のいずれかに相当する見込みの世帯

i) 非課税世帯

ii) 105,500円未満の世帯

iii) 264,000円未満で扶養する子が3人以上の世帯

※子等の出生等によりiii)に該当となった場合も対象になります。

③ 生計維持者が鳥取県内に在住

※扶養する子とは、生計維持者と続柄が子のも又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもないものです。

提出書類

【1】申請書

【2】生計維持者全員の住民税所得割額が対象世帯②のi)～iii)のいずれかに相当すると確認できる書類

下記①と③または②と③*

①：保護者の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）

②：家計急変前後の収入を比較できる書類

③：扶養人数が記載された生計維持者全員の令和6年度の課税証明書等

【3】扶養親族申告書（扶養する子が3人以上いる世帯のみ）

【4】在学等証明書（県外高校のみ）

6月
申請

6～7月
審査

7～8月
給付

申請手続

県内の学校に在学の場合

☐ 申請書

在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロード

☐ 提出期限：各学校が定める日程

県外の学校に進在学の場合

☐ 申請書

県のホームページからダウンロードまたは、下記問合先に送付を依頼

☐ 提出期限：令和7年6月17日（火）

○●○●○● 給付額例（一部早期） ○●○●○●

世帯状況	国公立	私立
非課税相当	12,625円	13,025円
105,500円未満相当の世帯	2,525円	2,605円
264,500円未満相当の世帯で扶養する子が3人以上いる世帯	2,525円	2,605円

【問合先】 鳥取県教育委員会 人権教育課育英奨学室

Email : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

0857-26-7541

Q&Aはこちら

